

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

4.1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物で、次のいずれかの基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定します。

【指定の基準】

- (1) 市の景観を特徴づけている建造物
- (2) 歴史的、文化的又は建築学上から価値のある建造物
- (3) 市民に親しまれている建造物
- (4) 景観の形成のために市長が必要と認める建造物

(2) 指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、上記基準等に従い、建造物の維持保全の状態等を調査・確認します。歴史文化、建築史、景観等に関連する分野の専門家や宝塚市景観審議会の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

4.2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる樹木で、次のいずれかの基準に該当するものを「景観重要樹木」として指定します。

【指定の基準】

- (1) 市の景観を特徴づけている樹木
- (2) 歴史的、文化的に価値のある樹木
- (3) 市民に親しまれている樹木
- (4) 景観の形成のために市長が必要と認める樹木

(2) 指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、上記基準等に従い、樹木の維持保全の状態等を調査・確認します。植物等に関連する分野の専門家や樹木医、宝塚市景観審議会の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。